

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
当日が休日(土曜、日曜、祭日)のときは、その翌日

目 次

- ◇告 示 土地改良区の役員が就退任
土地改良事業計画の決定
- ◇教委告示 土地改良法による換地計画の決定(二件)
鳥取県指定保護文化財の指定
鳥取県指定天然記念物の指定
鳥取県指定天然記念物の指定の解除
- ◇公 告 林業改良指導員資格試験の合格者
鳥取県職員採用上級試験の実施

告 示

鳥取県告示第二百十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届

出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十五年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

宇野山土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	松村 春正	東伯郡羽合町大字宇野一、五五九
"	竹中 節蔵	"
"	中嶋 英也	"
"	中川 貞夫	"
"	本田 房義	"
"	水野 昭	"
"	上川 昭	"
"	本田 勝義	"
"	伊藤 義輝	"
"	本田 幸夫	"
監事	西村 清安	"
"	尾嶋 昭男	"
"	坂本文弘	"
任期満了により退任		
宇野山土地改良区		
就任した役員の氏名及び住所		
理事	松村 春正	東伯郡羽合町大字宇野一、五五九

昭和五十四年七月三十日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、
 同年八月十五日就任 任期四年

竹中節蔵	八二七
中川貞夫	一、五四二
本田房義	七四九一
水野譲	一、五六八
上川昭	七七二二
本田勝義	八四八
伊藤義輝	七九〇
本田幸夫	一、五八九
中嶋正敏	一、六一三
西村清安	一、五三四
尾嶋昭男	七九八
坂本文弘	八〇〇

久米ヶ原土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	磯上 巖	倉吉市国府九九〇―二一
荒尾 磨	服部八〇一	国分寺一六〇―一
山本義正	服部三七八	服部六五一
田中忠儀	服部六五一	横田七〇四
早田重喜	横田七〇四	東伯郡大栄町大字東高尾四六七
大口喜久雄	東伯郡大栄町大字東高尾四六七	

谷口保清	倉吉市大谷一九六一―四
大田金蔵	下福田六〇〇
岩本猛義	上米積三七一
米田 勇	下米積五五一
秋吉正之	下福田七二二―二九
筏津友春	別所二二七
長田清太郎	横田八三
坂本寿雄	下米積三二九
徳田早苗	福光四四二
田中満慶	国府四八七
矢田恒則	下米積七四四―一

任期満了により退任

久米ヶ原土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事	磯上 巖	倉吉市国府九九〇―二一
高岡 俊一	国分寺一六〇―一	
荒尾 磨	服部八〇一	
山本義正	国府三七八	
田中忠儀	服部六五一	
林 一男	下米積四二〇	
早田重喜	横田七〇四	
大口喜久雄	東伯郡大栄町大字東高尾四六七	
徳本千忠	倉吉市服部九九一―一六	

後津秋光 別所二一八一
 谷口保清 大谷一九六一四
 河本一明 福光四一四
 大田金蔵 下福田六〇〇
 岩本猛義 上米積三七一
 秋吉正之 下福田七三二一二九
 長田清太郎 横田八三
 田中満慶 国府四八七
 矢田恒則 下米積七四四一
 大下進 福光四二一

昭和五十五年二月五日開催の通常総代会において総選挙の結果当選し、
 同月十七日就任 任期四年

関金土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 大本正顕 東伯郡関金町大字明高一、一九四
 谷本貞雄 八七八
 福永好一 九四一一二
 小林章人 倉吉市志津二〇六
 高倉豊 東伯郡関金町大字堀二、九二三
 増田義人 二、二六八
 繁原勇 一、八九〇
 石賀明春 今西一五四
 山根喜好 六一七

西田敬一 泰久寺六一四
 瀬尾初雄 一六九
 本高定雄 松河原一五五
 加藤登 一、二〇三
 山谷幹男 大鳥居六五四
 山脇秋成 九二九
 津島馨 安歩五六七―四
 田村隼人 関金宿一、一六七
 松本忠治 一、〇八六一一
 牧田春 一、八二一
 遠藤昭典 七二四―一
 小谷國雄 三二六
 鷲見幸雄 郡家一一一
 矢城良治 山口四四九
 杉山貞美 二、一七三
 吉原哲明 五二六―一
 石田夏實 明高一、五三九
 鳥飼昇 松河原一、〇六〇―三
 関金宿五四七

任期満了により退任

関金土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 大本正顕 東伯郡関金町大字明高一、一九四

森 進	赤碓一、四八三十一
山田時弘	西宮二二一
財賀 弘	佐崎一五四一
谷本伊勢雄	竹内五七八
高力和正	高岡三七二

勝田川土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 中井 孝	東伯郡赤碓町大字竹内三六六
山脇 久太郎	佐崎二七
市原 橙造	勝田一九〇
高橋 長一	一八九
西尾 武久	西宮一〇〇
山根 恭一	六〇五
石賀 克己	五三四
西村 久松	出上三九七
村上 幸望	竹内三二〇
牧田 正毅	五二一
入江 政美	宮木三〇一
入江 廣道	一〇七
高力 孝治	高岡四二一
川上 福光	四七一
川上 正秋	二八四

石賀 茂雄	出上二七八一
森 進	赤碓一、四八三十一
山田時弘	西宮二二一
財賀 弘	佐崎一五四一
谷本伊勢雄	竹内五七八
高力和正	高岡三七二

昭和五十四年十一月二十三日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、同年十二月四日就任 任期四年

鳥取県告示第二百十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十一月十九日付けで東伯郡羽合町大字字野一五六八番地水野議ほか二十二人の者から申請のあつた県営で行う土地改良(羽合地区農道整備)事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良(羽合地区農道整備)事業計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
- 昭和五十五年三月五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所

羽合町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第二百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、邑美地区第三工区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年三月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第二百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、邑美地区第四工区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年三月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第四号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第四條第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をす

る。

昭和五十五年三月四日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 頭

種別	名 称	員数	構造及び形式又は寸法及び材質	物件の所在地	所有者	所有者の住所
考古資料	子持勾玉 鳥取市高住青島遺跡出土	二顆	長さ 七・八センチメートル 重量 六〇グラム 材質 滑石	鳥取市東町二丁目二三二	時山泰	鳥取市東町二丁目二三二
考古資料	流水文銅鐸 鳥取市越路出土	一口	高さ 四五センチメートル 口径 長径二七・二センチメートル 短径一八・八センチメートル 重量 三・一キログラム 材質 青銅	鳥取市東町一丁目二二四 鳥取県立博物館	鳥取県	鳥取市東町一丁目二二〇
植物	埴輪 鹿 倉吉市巖城向山一四二号墳出土	一個	体高 五五センチメートル	倉吉市仲ノ町三四五の八 倉吉博物館	倉吉市	倉吉市葵町七二二

鳥取県教育委員会告示第五号

鳥取県文化財保護条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号)第三十條第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定天然記念物の指定をす

昭和五十五年三月四日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 頭

種別	名 称	員数	寸 法	物件の所在地	所有者	所有者の住所
地質	ナウマンゾウ牙 温泉津沖日本海底産	一個	長さ 二三〇センチメートル	鳥取市東町二丁目二二四	鳥取県	鳥取市東町一丁目二二〇
地質	扇ノ山の火山弾	一個	長さ 一〇五センチメートル	鳥取県立博物館	鳥取県	鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県教育委員会告示第六号

鳥取県文化財保護条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号)第三十條第一項の規定に基づき、次の鳥取県指定天然記念物の指定を解除す

昭和五十五年三月四日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 頭

名 称	員 数	所 在 地	所 有 者	指定基準 内規
中山の大イ ヌヅキ	一本	西伯郡中山町東横八 中山神社境内	中山神社 代表者 細谷俊彦	二 植物 (一) 名木、 老樹

公 告

昭和55年2月12日に実施した林業改良指導員資格試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和55年3月4日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

萩原 純 鈴木 和寿 松島 義朗 伊藤 恒夫 梅景 英治
 畠中 輝久 佐々木英義 河井 周 武藤 卓史 長江 恭博

職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）
第17条第1項の規定に基づき、採用試験について次のとおり公告する。

昭和55年3月4日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

1. 試験の名称

昭和54年度鳥取県職員採用上級試験
2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
建 築	約3名

3 対象となる職種
知事の事務部局、教育委員会事務局等に勤務する行政職給料表6等級相当程度の上級係員の職

4 給与
この試験に合格し、採用された者は、原則として、行政職給料表の6等級1号給の給料のほか諸手当が支給される。

5 受験資格
昭和27年4月2日から昭和38年4月1日までに生まれた男子。ただし、日本人の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

6 第1次試験

(1) 試験種目
 教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式及び記述式）及び適性検査とし、専門試験の出題分野は、数学、物理、材料学、構造力学、建築構造、環境原論、都市計画、建築計画、建築設備、建築施行及び建築史とする。

(2) 試験の期日

昭和55年3月30日(日)

(3) 試験の場所

鳥取市東町一丁目271番地 鳥取県職員会館

(4) 第1次試験合格者の発表

昭和55年4月上旬に鳥取県庁本庁舎(鳥取市東町一丁目220番地)

にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

7 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験、身体検査及び人物調査とし、人物試験は個別面接により、

人物調査は通信調査により行う。

(2) 試験の期日及び場所

昭和55年4月中旬に鳥取市において行う。

8 最終合格者の発表

昭和55年4月下旬に鳥取県庁本庁舎にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

9 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は、採用候補者名簿に得点順に記載される。採用は、この名簿に基づき提示した者の中から行われる。

10 受験手続

(1) 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込用紙I部に所要事項を記入の上押印し、鳥

取県人事委員会事務局に提出すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

ア 申込受付期間

昭和55年3月7日(金)から同月22日(土)まで(日曜日及び昭和55年3月20日を除く。)

なお、郵送による申込みは、昭和55年3月22日までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 申込受付時間

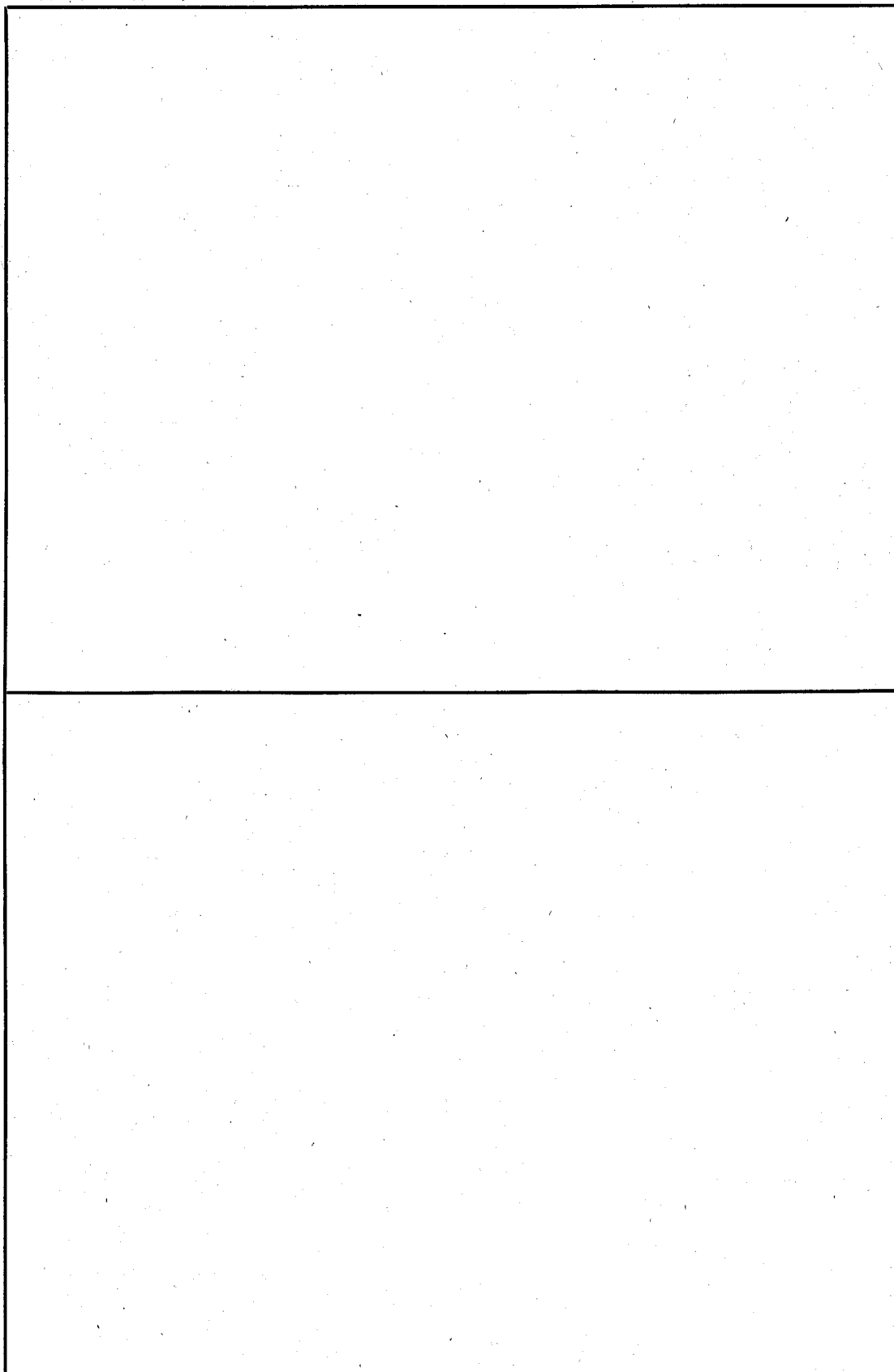
9時から17時まで(ただし、土曜日は、12時まで)

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によつて行う場合には、50円切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。



鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月1,000円。郵送料を含む。）を添えて3月31日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月から昭和 年 月まで、鳥取県公報を 部購

読したいので、購読料金 円を添えて申し込みます。

昭和 年 月 日

住所

氏名

(団体の場合は、団体名
及び代表者名)

鳥取県知事 平林 鴻 三 殿



昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む。)】